

一般競争入札の実施について（公告）

福岡県南広域水道企業団が発注する下記の業務について、次のとおり、一般競争入札を行う。

令和6年3月22日

福岡県南広域水道企業団企業長 甲斐田 忠之

1 入札に付する事項

- (1) 件名
荒木浄水場等運転管理派遣業務
- (2) 業務の仕様等
仕様書のとおり。
- (3) 履行期間
令和6年6月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 予定価格
43,140,240円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 前払金及び部分払の有無
前払金：無、部分払：有

2 仕様書等を交付する期間及び場所

- (1) 仕様書等の交付期間
令和6年3月22日（金）12：00から令和6年4月3日（水）17：00まで
- (2) 交付場所
福岡県南広域水道企業団ホームページ

3 本件入札に関する質問書の受付期間及び受付場所等

- (1) 質問書の受付期間
公告日の翌日から令和6年4月3日（水）12：00まで
- (2) 受付場所等
FAXにて下記宛に質問書を送信すること。
福岡県南広域水道企業団総務部企画財政課（FAX：0942-27-1795）

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年4月9日（火）10時00分
- (2) 場所 福岡県南広域水道企業団荒木浄水場（久留米市荒木町白口55）

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たした一の個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない

者であること。

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (4) 本件入札の公告日から入札執行日までの間に、福岡県南広域水道企業団からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 福岡県南広域水道企業団暴力団排除規則（平成 23 年規則第 2 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税、市町村税の未納がない者であること。
- (7) 下記 6 に定めるところにより、「競争入札参加資格確認申請書」等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、福岡県南広域水道企業団企業長から確認を受けている者であること。
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。）第 5 条第 1 項の規定による労働者派遣事業の許可を得ている者であること。

6 申請書等の提出及び本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより「競争入札参加資格審査申請書」等を提出し、福岡県南広域水道企業団企業長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 登記簿謄本（最新のもので、3 か月以内に法務局から発行されたもの。コピー可）

※個人事業者の場合は、市町村長の発行する身分証明書（コピー不可）

ウ 国税、都道府県税、市町村税の未納がないことを示す納税証明書（最新のもので、3 か月以内に発行されたもの。コピー可）

エ 労働者派遣事業許可証又は届出を証明するもの（コピー可）

(2) 提出期間 令和 6 年 4 月 5 日（金）17：00 まで

(3) 提出場所 荒木駅前郵便局（久留米市荒木町白口 3001-55）

(4) 提出方法 郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、(2)の期間内に必着とする。

(5) 資格の有効期間 この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

7 入札方法

(1) 入札方法

6 (2)、(3) に定める日時及び場所に入札書、競争入札参加資格審査申請書等を郵送し、提出すること。

郵送する際の封筒は 2 重とし、中封筒（任意封筒・小）に入札書を入れ、その他競争入札参加資格審査申請書等とともに、外封筒（任意封筒・大）に入れ郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人に限る。

(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の立会

入札参加者のうち 2 名を選任。（開札日の前日までに決定し、立会人に FAX 又はメールにて通知する。）立会人に選ばれた場合は、開札時間までに開札場所に来ること。

なお、立会人には署名捺印の必要があるため、印鑑（認印可）を持参すること。

9 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約単価に勤務形態毎の就業予定回数(1 勤：740 回、2 勤：272 回)を乗じて得た金額の合計額に 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約保証金の納付は、福岡県南広域水道企業団の契約に関する規程（平成 23 年管理規程第 2 号）第 26 条第 4 項に規定する担保の提供をもって代えることができる。なお、福岡県南広域水道企業団の契約に関する規程第 27 条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 入札の無効

次のア～クのいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格がない者のした入札

イ 予定価格の制限の範囲を超える価格をもってなされた入札

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されず、又は到着しなかったもの

エ 入札書に入札金額の記載がない又は入札金額が判読できないもの

オ 入札書に記載された事項に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないもの

カ 入札書に必要な記名がないもの

キ 一の入札に同一入札者から 2 以上の入札書が出されたもの

ク その他法令又は入札に関する条件に違反したもの

(4) 落札者の決定方法

福岡県南広域水道企業団の契約に関する規程第 9 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 1 者入札の取り扱い

入札者が 1 者であった場合においてもその入札は有効とする。

10 問い合わせ先

福岡県南広域水道企業団総務部企画財政課

電話：0942-27-1561

ファックス：0942-27-1795

電子メール：zaisei@sfwater.or.jp